

審議会等への女性委員の登用促進について

1. 長崎県男女共同参画基本計画における目標値及び実績値

計画・期間	目標値	実績値
第4次長崎県男女共同参画基本計画(R3~R7)	40%以上 60%以下	38.5% (R7)
第5次長崎県男女共同参画基本計画(R8~R12)	40%以上	

※第5次長崎県男女共同参画基本計画の目標は、長崎県総合計画の目標にも設定されています。

2. 依頼事項

- 委員改選6か月前の男女参画・女性活躍推進室への事前協議を徹底すること。
- 関係機関や行政機関等から委員を選出する場合は、役職・年齢にとらわれず女性を積極的に登用すること。
※知見や一定の責任を有する女性がいる場合は、必ずしも団体や所属、支店等の長や役職者に限定せず、当該女性の選出を依頼すること。
- 学識経験者等の個人に委嘱する場合も同様。
- より女性委員を選出しやすいよう、構成団体等の変更・追加を検討すること。
- 委員就任の依頼にあたっては、当該審議会の所管所属長等において構成団体等を訪問するなど、女性委員の選出について直接説明すること。
※関係団体及び候補となる女性への依頼にあたっては、単に女性を求めるような誤解を招きかねない説明は厳に慎み、多様な視点を反映するうえでの女性の参画の必要性や、候補となる女性自身の知見を求めていることを丁寧に説明すること。

【参考資料】

- ・第5次審議会女性委員登用計画内訳(R8~R12)
- ・登用促進に係る事前協議フロー
- ・協力依頼チラシ(多様な視点が県政を強くする!)

3. 審議会等委員への女性登用促進に係る事前協議事務フロー

委員改選の6か月前

(例) 委員改選がR8.4.1の場合、
事前協議書(様式2等)の提出期限はR7.10.1

所管課

事前協議(様式2)所管課用
委員名簿【事前協議用】(様式3)

主管課

事前協議(様式2)所管課用
委員名簿【事前協議用】(様式3)
事前協議(様式2)主管課用

所管課の登用率が40%未満の場合

事前協議(様式2)主管課用にある
部内調整について、詳細を記載

男女室

回答書(様式4)

回答書(様式4)

委員改選後

所管課

完了報告用(様式5)

事前協議の内容と一致

主管課

完了報告用(様式5)

男女室

※事前協議の内容から変更になる場合、再度事前協議が必要になります。

多様な視点が県政を強くする！

～ 審議会等委員への〈女性登用〉にご協力ください ～

👉 なぜ「女性登用」が必要？

役職等によらない、
高い知見を持つ女性の参画を
求めています！

多様な視点を 反映するため

性別により政策の影響や
ニーズが異なり、女性登用に
より、女性の経験や生活実感
など多様な視点を政策に
反映させることができます

新たな発想を 取り入れるため

女性登用により、男性中心
の固定観念にとらわれない
新たな発想を取り入れ、社会
の変化への対応や活力ある
社会の創造に寄与します

公平性の確保 のため

県の人口の53%は女性で
す。意思決定層に女性が加
わることで、社会の実態を
反映した公平な意思決定に
近づきます

参考：H18.4.4 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」

👉 九州各県の状況

県名	審議会員総数に占める 女性比率（％）	順位
鹿児島県	42.8	1
大分県	42.5	2
佐賀県	42.0	3
熊本県	39.7	4
沖縄県	39.0	5
宮崎県	38.7	6
長崎県	36.7	7
福岡県	36.0	8

出典：内閣府男女共同参画局基本データ
地方公共団体における男女共同参画社会
の形成又は女性に関する施策の推進状況
(令和7年度)

長崎県は・・・
8県中 第7位
さらなる登用が必要です

女性比率は、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等で比較したもの。
各県が示す女性登用の目標に対応する比率ではありません。

👉 県が示す女性登用の目標

●県の審議会等委員等に占める女性の割合

現状	成果目標（期限）
37.3% (令和6年度)	40%以上 (令和12年度)

出典：長崎県総合計画 みんなの未来図2030

(参考) 国が示す女性登用の目標

・国の審議会等委員等に占める女性の割合

現状	成果目標(期限)
42%	40%以上60%以下 (毎年度)

出典：第6次男女共同参画基本計画

女性登用の目標値「40%以上」の早期達成に向け、
皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
長崎県男女参画・女性活躍推進室
TEL:095-822-4729